

# 11. 発達が気になったら

問い合わせ 子ども家庭センター 子ども家庭係  
こども発達ルーム 092-942-1158

## こども発達ルーム(就学前)

### 要予約

サンコスモ古賀の中には、子どもの発達についての相談窓口があり、電話や面談での相談を行っています(秘密厳守です)。必要に応じて、個別相談やグループ活動も行っています。面談は完全予約制となっておりますので、まずは電話でお申し込みください。

子どもの成長は一人ひとり違うのが当たり前ですが、子育て中は気になることがたくさんありますよね。誰に聞いたら良いかわからないこんな心配ごとありませんか？

- 寝返り、お座り、ハイハイ等の気がかり(赤ちゃん)
- 落ち着きがない
- 運動がぎこちない・手先が不器用
- ことばが遅いかも
- 転びやすい
- かんしゃくが激しい
- コミュニケーションが苦手
- 発音が気になる
- 集団行動が苦手
- なんとなく育てにくい
- 文字や数に興味がない(年長児)
- どもる
- 視線が合いにくい気がする
- 友達と遊ばない
- 就学について相談したい(年長児)

**対象者** 0歳～就学前の子ども

**相談日時** 月～金曜日(年末年始、祝祭日を除く) 9時～16時  
土曜日(月2回) 9時～16時

※日程が変更となる場合があります。詳細は行事予定表をご覧ください。

**相談先** こども発達ルーム TEL 092-942-1158  
面談は予約制(電話にて事前の予約をお願いします)  
電話での相談は随時受け付けています。

**スタッフ** ●作業療法士 ●言語聴覚士 ●公認心理師 ●保育士 ●嘱託医師 など

### 発達相談の申込方法

#### 予約

電話にて予約  
面談日を決定

#### 面談

・お子さんの成育歴のききとり  
・担当者による発達検査など

#### 指導

回数や指導法は、個々のお子  
さんに合わせて決定します。



# 障がいのあるお子さんへの支援

## 特別児童扶養手当

精神または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。

**手当の支給** 手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4 月、8 月、11 月の年 3 回支払われます。

**手当の区分**

区分	重度障がい児(1 級)	中度障がい児(2 級)
児童 1 人	56,800円	37,830円

※支給額は令和 7 年 4 月からの改定額です。

**問い合わせ先** 子ども家庭センター 保育・手当係 TEL 092-942-1157

## 障がい児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがある 20 歳未満の在宅の方で、日常的に特別な介護を必要とする方に支給される手当です。

**手当の支給** 手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、2、5、8、11月の年4回支払われます。

**手当の金額** 月額 16,100 円 ※支給額は令和 7 年 4 月時点の支給額です。

**問い合わせ先** 福祉課 障がい福祉係 TEL 092-692-1078

## 療育手帳

児童相談所(18 歳未満の方)または障がい者更生相談所(18 歳以上の方)において知的障がい児・者と判定された方に交付される手帳です。

**対象者** 知能指数(IQ)がおおむね 75 以下の方  
障がいの程度によりA1(最重度)、A2(重度)、A3(中度+身体障がい者手帳 1~3 級)、B1(中度)、B2(軽度)の手帳の交付となります。

**問い合わせ先** 福祉課 障がい福祉係 TEL 092-692-1078

## 身体障がい者手帳

都道府県が指定する医師の診断書・意見書をもとに、障がい者更生相談所において身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳です。

**対象者** 都道府県が指定する医師の診断書・意見書により、上記の状態にあると認定された方  
障がいの程度により1~6級の手帳の交付となります。

**問い合わせ先** 福祉課 障がい福祉係 TEL 092-692-1078

## 精神障がい者保健福祉手帳

精神疾患を有する人で、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活へ支障があると認められた方に交付される手帳です。

**対象者** 精神疾患による初診の日から6か月以上経過し、かつ医師が上記の状態にあると認められた障がいの程度により1～3級の手帳の交付となります。

**問い合わせ先** 福祉課 障がい福祉係 TEL 092-692-1078

## 通所支援施設（古賀市内）

「児童発達支援」は、就学前の障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

「放課後等デイサービス」は、小学校1年生から高校3年生（6歳から18歳 特例で20歳まで）の障がい児等に、授業の終了後または休校中に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。

「日中一時支援事業」は、障がい児等を一時的に預かり、家族の負担軽減を行うサービスです。

施設名	所在地	電話番号	児童発達支援	放課後等デイサービス	日中一時支援事業
いちばん星 古賀	谷山735-14	092-692-7930		○	
発達支援施設 はじめの一步 花見事業所	花見東4-3-11 ハイランド花見1階	092-940-7022	○	○	
なないろキッズ	新久保1-15-45	092-692-7213	○	○	
良創夢発達支援ルーム らいく古賀店	駅東2-11-1	092-940-4006	○	○	
COMPASS 発達支援センター古賀	花鶴丘1-7-5 一丁目ビル1階103号	092-410-2348	○	○	
UNICO 古賀	舞の里4-2-1 リナックス舞の里1F-B	092-410-2653	○	○	
発達支援施設 はじめの一步 古賀西事業所	天神5-5-1	092-719-0088		○	
運動療育センター すきっぷ 古賀教室	小竹841-5	092-981-1355		○	
古賀市障がい者 生活支援センター 咲 (さくらんぼキッズ)	中央5丁目3-15	092-944-2441			○